

本日の会議に付した事件

令和８年第２回山元町議会定例会（第４日目）

令和８年６月１２日（金）午前１０時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 1 号 令和７年度振興策要望書（委員長報告）
- 日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3 号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 4 号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度山元町一般会計補正予算・専決第４号）
- 日程第 12 議案第 20 号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 21 号 山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 22 号 山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 23 号 山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 24 号 山元町都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）について
- 日程第 17 議案第 25 号 令和８年度山元町立山元中学校給食室備品購入事業に係る物品購入契約の締結について
- 日程第 18 議案第 26 号 令和８年度山元町一般会計補正予算（第１号）
- 日程第 19 議案第 27 号 令和８年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 20 議案第 28 号 令和８年度山元町下水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第 21 委発第 1 号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 23 議員派遣の件

午前１０時００分 開 議

議長（伊藤貞悦議員）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（伊藤貞悦議員）日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、３番遠藤龍之議員、４番丸子直樹議員を指名します。

議長（伊藤貞悦議員）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

これで議長諸報告を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）日程第２．陳情書第１号を議題とします。

本案は、今年２月２７日、総務民生常任委員会に付託し、今定例会まで期限を延長し、審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員会委員長岩佐秀一議員、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（岩佐秀一議員）はい、議長。それでは、報告いたします。

山元町議会委発第３３号

令和８年６月１１日

山元町議会議長 伊藤貞悦殿

総務民生常任委員会委員長 岩佐秀一

委員会報告書

本委員会は、令和８年２月２７日に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第７６条の規定により報告します。

議案等番号、陳情第１号。

件名、令和７年度振興策要望書。

審査の結果、採択すべきもの。

特筆があります。特筆、留意すべき意見、限られた町の財政を鑑みるに行政区への支援に限り、無尽蔵に行うことは無理があり、これらの地区の行政区との均衡を考慮したものにすべきである。

なお、人口減少問題に端を発し、行政区コミュニティ運営の在り方や災害時の共助の役割を果たす施策について、複数行政区合同で集会場を整備する際の補助率をかさ上げるなど、町執行部では検討を行われたい。

以上であります。

議長（伊藤貞悦議員）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

１１番岩佐孝子議員。

１１番（岩佐孝子議員）はい、議長。今、留意すべき意見というところで、複数行政区合同でっていうところがあったんですが、どういうふうな意味なのかちょっと私には理解できないんですが、その辺お尋ねいたします。

総務民生常任委員会委員長（岩佐秀一議員）はい、議長。今の意見にお答えします。

現在、人口減少ですね、各地区において大分減ってるわけですよね、人がね。したがって、その地区の行政区を維持するのにも大変なのが現状なんですよ。それで、ある一定の規模、それから、その行政区の負担軽減、それらを鑑みますと、1つでは維持するのに継続的に無理があると。したがって、2つの行政区が合体してですね、運営すれば、経費的にも、規模の、それから設備のですね、充実を図られるということで、今回はここに掲げている補助率のかき上げ等もね、検討すべきという意見でございます。

以上です。

11番（岩佐孝子議員）はい、議長。これは行政区の区長さんたちから出た、出てきたものだったというふうに私は記憶してるんですが、行政区とのやはり話もきちっとしていかないと、ならないですし、これからの見通し、人数が少なくなればなるほどのというところと、災害の部分もきちっとすり合わせをしなければならぬと思いますので、その辺も考えていただきましたかというふうな思いがあります。

やはり非常に物価高騰になっておりますので、この辺についてはかき上げなどもしていただければというふうに思っております。

先ほどの委員長の報告の中での複数行政区というふうなことです。実際、行政区の責任を担っている区長さんたちからの声もきちっと反映をしてすべきだと思うんですが、その辺も考慮してのこのような意見だったのかどうか伺います。

総務民生常任委員会委員長（岩佐秀一議員）はい、議長。ただいまにお答えいたします。

坂元地区の行政連絡会での区長会で上がった問題だと思うんですよ。御存じのようにですね、現在のこのコミュニティセンターがね、現状を見ても、古くなって、大分環境が悪くなっている。そして、その現地を確認するとですね、例に例えます、中山地区と久保間地区の行政区が古くなっております。皆さん御存じのように、あの行政区は規模が小さくですね、そして、前には川が流れていて大変危険です。あそこに建設、小規模のをしますとですね、将来的に維持するのは大変だと思います。それを中間地点あたりに、高台に規模を大きくすれば、効率的に運用できるという考えから、こういうふうな意見になっております。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。（「はい、もう一度お願いします」の声あり）

11番（岩佐孝子議員）はい、議長。その会議には私も出席をさせていただきました。それぞれの地域の中での工夫っていう部分が必要だと思いますので、その辺についても考慮したのか。きちっとしたものを、現場をきちっと把握している区長さんたちに確認してあったのかどうかというふうなところもありまして、質問をしております。

以上でございます。私からは。

議長（伊藤貞悦議員）回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）

回答はどうしますか。（「いいです」の声あり）

そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから陳情第1号令和7年度振興策要望書を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

陳情第1号は採択されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第3．報告第2号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。報告第2号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

令和7年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書です。左から順に、予算科目、事業名、金額等の記載となります。

主な事業につきまして御説明いたします。

初めに、2款総務費1項総務管理費、防災行政無線更新事業についてですが、戸別受信機の希望者数の確定及び製造に不測の日数を要したため繰越ししたものの、同じく、定住促進対策事業につきましては、補助金の交付申請を年度末までに済ませた方々に対しまして切れ目なく交付できるよう繰越しをしたものとなります。

次に、3款民生費から7款商工費までの事業のうち、6款の農林水産業費の防災重点農業用ため池緊急整備事業を除く7事業については、令和7年度の物価高騰対応重点支援交付金関係事業でございまして、こちらは国の予算決定時期及び制度設計上、令和7年度内での事業完了が困難でありましたことから繰越しをしたものとなっております。

なお、6款農林水産業費の防災重点農業用ため池緊急整備事業につきましては、渋沢ため池の改修事業の進捗を図ることを目的として繰越しをしたものとなります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、こちらについても、事業の進捗を図ることを目的として繰越しをしたものとなります。主な対象路線は東街道になります。

4ページをお開きください。

8款土木費3項河川費、河川整備事業、こちらについては、令和7年度は当初、設計業務のみの予定でしたが、工事の施工まで事業が進捗したことにより、その工事費を繰り越すものであります。対象事業は、坂元地区の排水対策事業となります。

これらの結果、令和8年度に繰越しした総額は5億1,074万7,801円となり、これらの財源の内訳につきましては表に記載のとおりとなっております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

10番齋藤俊夫議員。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。予算総額といたしますか、繰越し総額が5億1,000万ということなのですが、事業の進捗を図るというふうな趣旨の説明がございましたが、そもそも当初の予算とですね、職員体制、いわゆる職員の皆様の体制ですね、人員体制、この辺がどの程度マッチした形で、あるいはマッチしなくてこういうふうな繰越しになっているのか否か、その辺の関係についてお尋ねいたします。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。今の質問ですけれども、人員の配置、配置といたしますか確保によって遅れているのではないかなというふうな御質問なのかなと思うんですけれども、人員についてはですね、適正に配置をしましてやっております。その中で、当初の中で、先ほど来、言っておりますが、防災行政無線とか、ため池の修繕とか、そういう高額な部分が二、三ありまして、それでこの5億という予算、繰越しが発生しておりますのでですね、決して職員数が足りなくて事業が遅れたことによって繰り越しているということではないということを御理解いただければというふうに思います。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

議長（伊藤貞悦議員）日程第4．報告第3号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、報告第3号山元町水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

令和7年度山元町水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。
3ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。左から、款、項、事業名の順に御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、高瀬増圧ポンプ収納施設更新工事になります。予算計上額4,500万8,000円、支払い義務発生額3,008万5,250円、翌年度繰越額800万円。財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は692万2,908円です。繰越しの理由は、施設更新に当たり、建築確認申請が必要となり、許可機関である仙台土木事務所との協議に日数を要したため繰越しをしたものです。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）不用額の金額をもう1回説明願います。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。不用額692万2,750円です。

失礼しました。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）報告第3号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（伊藤貞悦議員）日程第5．報告第4号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、報告第4号山元町下水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

令和7年度山元町下水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。

3ページをお開きください。

上段は地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。左から款、項、事業名の順に御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、合戦原污水幹線改良工事になります。予算計上額8,321万2,000円、支払い義務発生額3,956万1,603円、翌年度繰越額4,350万円。財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は15万397円です。

繰越しの理由は、県道占用協議に日数を要したため繰越しをしたものです。

下段は、地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定による事故繰越額です。

1款下水道事業費1項営業費用、山元浄化センター脱水汚泥移送コンベア修繕工事になります。予算計上額1億1,630万2,000円、支払義務発生額9,118万9,059円、翌年度繰越額2,500万円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は11万2,941円。繰越しの理由は、資材の調達に日数を要したため繰越しをしたものです。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）報告第4号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（伊藤貞悦議員）日程第6．承認第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。

専決処分書になります。

山元町町税条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり令和8年3月31日付けで専決処分したものであります。

43ページをお開きください。

配付資料№1、条例議案の概要により御説明いたします。

1、主な改正内容についてですが、改正項目13項目のうち主要な5項目について御説明いたします。

1点目は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長についてであります。住宅借入金等特別税額控除に係る居住年の要件が、令和7年から令和12年まで5年間延長されたことから、所得税から控除し切れなかった金額を住民税から控除する措置についても期間の延長を行うものです。

2点目は、特定暗号資産の取引に係る課税方法の見直しについてであります。仮想通貨等の特定暗号資産を売買した場合に発生する所得について、課税方法を総合課税から分離課税に見直すとともに、損失が発生した場合に繰越控除が適用できるよう規定の見直しを行うものです。

3点目は、復興特別所得税の期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う寄附金控除の見直しについてであります。国の復興特別所得税の期間等が見直されるとともに、防衛特別所得税が新設されることに伴い、個人住民税の寄附金控除のうち特例控除額の算定方法を見直すものです。

44ページを御覧ください。

4点目は、固定資産税の免税点の見直しについてであります。物価高騰の影響等を踏まえ、固定資産税の非課税基準である免税点のうち、家屋を20万円から30万円、償却資産を150万円から180万円に見直すものです。

5点目は、軽自動車税環境性能割の廃止についてであります。

表を御覧ください。

軽自動車税については、賦課期日における車両の所有者に対して町が課税する種別割と車両購入時に排ガス規制の性能等に基づき徴収される環境性能割の2種類で構成されておりましたが、国内自動車市場の活性化と購入時の負担軽減を図ることなどを目的に、令和8年3月31日をもって環境性能割が廃止されたことから、関係規定の削除及び見直しを行うものです。

なお、本改正に伴う地方税の減収分については、地方特例交付金により国から補填される見込みであります。

45ページを御覧ください。

その他の改正といたしまして、特定大口株主等の配当等への追加に伴う所得割の課税標準の見直しほか7件の改正を行っております。

2、施行期日については記載のとおりであります。

以上が承認第3号の説明となります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3番遠藤龍之議員。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。（3）の復興特別税の期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴

う云々というところの下のほうに防衛特別所得税 1. 0 パーセントが新設されることに伴い、寄附金控除の特別控除額算定方法を見直すものという説明なんですけど、この辺ちょっとよく分かりにくいといいますが、特別所得税が新設、これ町に直接関係、所得税だから関係ないのか。この辺の認識つか理解を分かるようにお願いします。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは御説明いたします。

こちらにつきましては、寄附金控除のうち、いわゆるふるさと納税に係る控除の部分になりまして、寄附金控除、所得税のほうでも控除はあるんですけども、ふるさと納税については、寄附金の一部ですね、2, 0 0 0 円を除いてという形で、一定の算定を基にですね、住民税のほうから控除する仕組みがございます。こちら、その算定の中でですね、対象額から所得税の先に国税のほうですね、幾ら対象になっているのかということ参照する算式がありまして、そこがこれまでは通常の所得税と復興所得税だったんですが、改正後はそれが3つに改正になるということでございます。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。

1 1 番（岩佐孝子議員）はい、議長。軽自動車税の部分なんですけど、地方特別交付金ということなんですけど、大体どれくらい、令和7年であればどれくらい町では入っていたのか、その辺確認したいと思います。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。令和7年度の実績で申し上げます。件数については132件、収入につきましては約295万円でございました。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第7. 承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもので

す。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので承認を求めるものです。

3 ページをお開きください。

専決処分書になります。

山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法の規定により、別紙のとおり令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したものであります。

9 ページを御覧ください。

配付資料№ 2、条例議案の概要により御説明いたします。

1、改正内容についてですが、1 点目は、課税限度額の引上げ及び新設であります。基礎課税額に係る課税限度額を現行の 66 万円から 1 万円引上げ、67 万円に、令和 8 年度より新たに創設された子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について 3 万円とするもので、高所得者層の負担を上げて中間所得層の負担緩和につなげるものであります。

この改正に伴い、改正がなかった後期分、介護分も含めた賦課限度額の総額は 113 万円となります。

2 点目は、低所得者に係る保険税軽減の拡充についてであります。物価高騰の影響等を踏まえ、現在軽減を受けている世帯が生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けることができるよう、保険税の軽減判定所得を見直すものであり、5 割軽減については 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減については 56 万円から 57 万円とするものであります。

参考としまして、本改定に伴う影響を受ける対象者数について申し上げますと、令和 7 年度につきましては、基礎課税額に係る限度額、限度超過の世帯が 35 世帯ございます。また、低所得者に係る 5 割軽減並びに 2 割軽減の対象者、こちらも基礎課税額の部分でお答えいたしますと、5 割軽減につきましては 419 人、2 割軽減については 333 人となっております。こちらの部分ですね、法の改正の分を単純に当てはめますと、国県等の軽減に係る補填等を考慮しなければ、影響額は約 15 万円程度となる見込みであります。

2 の施行期日等については、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度以後の国民健康保険税に適用いたします。

以上が承認第 4 号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

3 番遠藤龍之議員の質疑を許します。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。今の説明の中で、影響額が 15 万で留まるっていうのは、軽減額の全体、で分かりました。私が聞くのは、1 の限度額を上げたことに伴って、出てくる影響は増収って考えていいのね、ほどの程度なのか確認します。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。お答えいたします。

今、ただいま申し上げましたとおり、令和 7 年度の実績で申し上げますと、限度超過、既に、今現在 66 万円で限度超過になってる方が 35 世帯ありますので、その方に対して 1 万円という分が増えたと、単純に比較すればですね、増えるという形になりますの

で、限度超過分については３５万円という形になります。

以上でございます。

３番（遠藤龍之議員）はい、議長。この年代って、この限度額に相当する世帯３５世帯、あと下の３万つうのが新設だから、これも増収ということの、という理解でいいんだよね。そこまで聞いたつもりなんですけども、そうだとすれば。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。はい、お見込みのとおりでございまして、ちょっとまだ令和８年度分については課税されてないので、正確な数字はあれなんですけど、仮に医療分等の限度超過の世帯がですね、同数ということであれば、掛ける３万円でございますので、約１００万円程度ですね、増収という形にはなります。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから承認第４号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第４号は原案のとおり承認されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第８．承認第５号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、承認第５号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法の規定により、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置等に対する財政支援の延長についてにおいて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免に要する費用の財政支援が延長されたことから、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

３ページをお開きください。

専決処分書になります。

東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

は、急を要するので、地方自治法の規定により、別紙のとおり令和８年３月３１日付で専決処分したものであります。

９ページを御覧ください。

配付資料№３、条例議案の概要により御説明いたします。

１、改正内容についてですが、原発事故に伴う避難指示区域等から本町に転入し、国民健康保険に加入した者の令和８年度分の国民健康保険税を次のとおり減免するものであります。

表を御覧ください。

この特例措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、令和５年度から段階的に縮小されているものであります。令和８年度、全部減免となるのは、帰宅困難区域等から避難している被保険者及び平成３１年度以降に避難指示区域等の指定が解除された区域から避難している被保険者のうち、合計所得が６００万円以下の世帯に属する被保険者であり、半額減免となるのは、平成２９年中に避難指示区域等の指定が解除された区域から避難している被保険者のうち、合計所得が６００万円以下の世帯に属する被保険者となります。

参考といたしまして、令和８年度における全部減免は１世帯２名、半額減免につきましては１世帯４名と見込んでおります。

２、施行期日等については、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の国民健康保険税に適用するものです。

以上で承認第５号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから承認第５号専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。
お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第５号は原案のとおり承認されました。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第９．承認第６号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、承認第６号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法第４３条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

３ページをお開きください。

専決処分書になります。

山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり令和８年３月３１日付で専決処分したものであります。

９ページを御覧ください。

配付資料№４、条例議案の概要により御説明いたします。

１、改正内容についてですが、国の法令の改廃に伴い、引用条文を整理するとともに、経過措置として、公共工事の延長などやむを得ない事情により法で定める期限までに施設等の新增設が完了できなかった場合に限り、適用期限を２年間延長し、令和１０年３月３１日までとするものです。

なお、参考として、令和８年度における適用となる企業は６社でございます。

２、施行期日については、令和８年４月１日となります。

以上が、承認第６号の説明となります。よろしく願いいたします。

議 長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから承認第６号専決処分の承認を求めることについて（山元町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第６号は原案のとおり承認されました。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第１０、承認第７号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。

専決処分書になります。

山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

7ページをお開きください。

配付資料No.5、条例議案の概要により御説明いたします。

1、改正内容についてですが、不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和10年3月31日までとするものであります。

なお、本町において本特例に該当する企業等はありません。

2、施行期日については令和8年4月1日となります。

以上が承認第7号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第11、承認第8号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説

明いたします。

3ページをお開きください。

専決処分書になります。

令和7年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

5ページをお開き願います。

令和7年度山元町一般会計補正予算（専決第4号）になります。

初めに、今回の補正の規模についてですが、歳入歳出それぞれ1億5,084万4,000円を減額し、総額を87億9,39万7,000円としたものであります。今回の補正予算の主な概要についてですが、決算収支の適正な水準化を図る取組として、既定予算額と決算見込額に大きな乖離のある予算について、一定の基準等を設けて精査をし、減額しております。また、各課に計上された人件費に関しましても同様の取組から精査し減額しております。これらの個々の説明につきましては省略させていただきたいと思います。

それでは、歳出予算のほうから御説明いたします。

主な事業につきまして御説明させていただきます。

21ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費20目定住促進対策費です。こちら2,914万3,000円を減額しております。こちらは、移住・定住支援補助金及び空き家財道具等処分支援補助金並びに結婚新生活支援事業補助金の交付額確定に伴う不用額となっております。

23ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費です。こちらは408万4,000円を減額しております。12節委託料において、当初見込額より農業用施設の補修等に係る執行額が少なく済んだこと及び18節負担金補助及び交付金においては、排水路のしゅんせつ事業や維持管理事業に対する農業用施設維持負担金、こちらも当初見込額より少なく済んだことに伴い減額したものとなっております。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費です。107万2,000円を減額しております。こちらは中小企業振興資金保証料補給金の実績に伴い減額したものです。

24ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費です。1,840万円を減額しております。12節委託料、こちらにおいて、町道補修等業務の入札の請け差及び町道補修箇所等の現地での精査の結果、実績に合わせて減額したものと並びに昨年は降雪量が少なく除雪費用が軽減されたため、除融雪業務委託料を減額したものとなっております。

次に、8款土木費3項河川費1目河川管理費です。100万円を減額しております。こちらも河川維持業務の入札の請け差及び現地での精査の結果、実績に合わせて減額したものとなっております。

25ページを御覧ください。

8款土木費6項都市計画費2目施設管理費です。150万5,000円を減額しております。こちらは新市街地関連施設維持管理業務の入札の請け差及びこちらも現地での精査の結果、実績に合わせて減額したものとなっております。

26ページをお開きください。

こちら10款教育費2項小学校費2目教育振興費です。707万4,000円を減額しております。このうち17節備品購入費については、学習用コンピューター等共同調達事業の入札の請け差等を減額したものです。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費です。267万3,000円を減額しております。このうち12節委託料については、PCBを含有する機械の処分費用に不用額が生じたことにより減額したものとっております。同じく2目教育振興費についてです。525万2,000円を減額しております。このうち17節備品購入費においては、小学校費同様、学習用コンピューター等共同調達事業の入札の請け差を減額したものとっております。

27ページを御覧ください。

12款公債費1項公債費2目利子です。691万2,000円を減額しております。一時借入れがなかったことや、これまでの借入れに伴う利子について、利率が当初の見積りを下回ったことから減額しております。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

14ページまでお戻り願います。

1款町税になります。こちら1項町民税から4項の町たばこ税につきましては、現年度課税分の決算を見込み、それぞれを増減額しております。

また、14ページの下段です。

2款地方譲与税から、16ページ、飛びますが、16ページの中段の10款地方特例交付金まで、こちらにつきましても、それぞれの交付額の確定に伴い増減額しております。

次に、11款地方交付税についてです。こちら16ページになります。中段です。2,493万円を増額しております。特別交付税728万1,000円の主な増額要因についてですが、地域おこし協力隊の活動に要する経費の一部として交付決定されたもの、また、震災復興特別交付税1,764万9,000円の主な増額要因についてですが、災害公営住宅家賃対策補助事業及び地方税等の減収分として交付決定されたものとなっております。

17ページを御覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金、こちらについてですが、災害公営住宅家賃低廉化事業補助金及び東日本大震災特別家賃低減事業補助金の交付額の確定に伴い1,454万円を減額したものととなっております。

次に、16款県支出金2項県補助金についてですが、1目総務費県補助金から6目教育費県補助金、こちらでは、それぞれの事業実績に応じた補助額の確定に伴い減額したものととなっております。

次に、17款財産収入1項財産運用収入については、それぞれの基金利子を増額するもの。

18ページをお開きください。

17款財産収入です。2項財産売払収入2目物品売払収入、こちらについては、廃車した町営バスの売却収入となっております。

次に、18款寄附金です。3件の指定寄附、合計で25万円を増額しております。

次に、19款繰入金についてですが、各種基金の取崩し増減により合計で1億7,3

57万9000円を減額したものとなっております。

19ページを御覧ください。

21款諸収入3項貸付金収入1目貸付金収入、こちらについては、奨学資金貸付回収金を増額したもの、次の5項雑入1目雑入の主なものについては、給食調理委託事業従事者等からの学校給食費徴収分を増額したものとなっております。

以上で主なものの説明となりました。

承認第8号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）この際、暫時休憩とします。再開は11時10分、再開は11時10分です。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番岩佐孝子議員。

11番（岩佐孝子議員）はい、議長19ページです。収入の部、21款3項の、これは奨学金貸付の回収金額42万8,000円なのですが、これについては何件くらいの回収があったのか。もし分かれば、残高は幾らなのかちょっと教えていただければと思います。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。回収金の内訳ですけれども、5人、38件ということになります。

現在の残りの残額については、7人、113万9,000円ということになります。

以上でございます。

11番（岩佐孝子議員）はい、議長。26ページと27ページのところの10款2項と10款3項の部分のところの教育振興費の中の扶助費で、被災児童就学援助費63万9,000円の減とですね、中学校の部分の生徒数の77万8,000円、何人これが該当になって減になったのか、その辺についてお尋ねします。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。すみません、被災児童のほうについては、小学校で12件、中学校で8件ということになります。

あと、就学援助のほうについては、すみません、ちょっとお時間いただきます。

実績では、就学援助は小学校で53人になります。あと中学校で、すみません、28人ということになります。すみません、時間かかりまして申し訳ありません。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。そのほかございますか。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。14ページの町税、町民税の法人町民税ということでね、が2,100万円減ということでありますが、これ当初から見るとこの6,000万、当初が結果、2,000万近く大幅減という結果になっているようですが、この辺の要因についてお伺いいたします。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。お答えいたします。

まず、その要因なんですけれども、結果的にはですね、物価高騰による原材料費の減、あとやはり社会情勢等の関係もあるんですけれども、その部分も伴う、特に製造業者の

ほうですね、減額幅が大きい企業が何社かございます。

当初の段階ではですね、その部分について、現在のような原油高とかですね、そういったところまでも見込めなかったというところもありますんで、ちょっと当初の見込みもですね、若干、過大だったところもあると思うんですが、今回の減額幅になった要因といたしますと、やはり社会情勢の物価高等の部分が大きかったのかなとは分析しております。

以上です。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。それにしても大幅な減だということ、要因については、今の社会情勢、テレビ毎日見てると出てくる、そういう状況を見ますと、そういうことなのかなというふうに受け止めますが、これ本当に異常な、申し訳ないんだけど、これ、山元町だけでなくてね、やっぱりこの辺は、そういう状況の中で、今後、将来、とりわけ来年度に向けて、どのようにこの見込みをされているのか。難しいといえば難しいんですけども、このように、この1年間でね、この部分についてはこんなに大きな変化があったということをして、今後、将来どこまで続くのか、あるいは、町としてどういう見込みを立てているのか伺います。町長だね。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。今の世界情勢ということでの見込みということではありますが、現状だと、とにかく1日1日がですね情報も本当に交錯しておりまして、何がどうなるかという予想すら私としてはつかないという部分もあります。そう簡単にはなかなか今の情勢、厳しさがですね、戻らないのではないかなというふうには予測しておりますので、来年度、来年度といたしますか、今年度の分が影響してくるわけですけども、今年も話を聞いてますと、相当やはり企業のほうもですね大変な思いをしてると、現状ではですよ。ですから、この状況がですね、どこまで続くかというのはちょっと予測不能な部分があるというふうには思います。ただ、毎日いろいろテレビの中でですね、ニュースの中で流れてくる情報の中では、原油に関してもですね、ある一定の国としての予測は立てているようですが、あくまでも予測なものですから、それがすぐに反映していないという部分もありますので、ちょっと見込み的には、そんなに簡単には戻らないのではないかなという予測は持っております。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。大変だろうと思います。さらに、こういう状況の中でね、いろいろこの情勢が動いている中で、見通し立てろといっても、なかなか末端、大変だと思います。

しかしながら、こんなにこの大幅にね、出てくるっていうことをね、本当に地方自治体沈没するんでねえかっていうようなね、今のまま続ければ。ということは、末端の自治体が頑張れば対応できるという問題ではありません。やっぱりね、これ国に対してがっちりと、今見てっとね、なかなかどこまで補償してけんのがね、分からないような、これは私の見方なんで、受け止めなんですけど、という中で、もうそろそろ、そろそろといいますかね、来年度の予算もこのような状況の中で、やっぱりもういろんな情報を集めて、そして、対策、対応を練らなくちゃならないのではないかなということと、あと実際に苦労している、これ業者のね、法人税が払えないっていうね、これまで払ってきた人が払えなくなって、こういう状況になってるってわけですから、そういう人たちの補償もですね、兼ねてやっぱり抜本的なこの対策っていうのは必要だと思います。

しかしながら、1自治体でね対応できる問題、課題ではないんで、この辺は横のつな

がりね、町村会とかね、縦横使って6町村、そしてね、やっぱり政府に守る支援策っていうんですかね、をすべきだということを求めています。

次に、17ページ、歳入の部分の県補助金の、先ほど出ました小学校費補助金、中学校費補助金、支援対策補助金が、出のほうでもね、同じ結果なんですけど、入りの分でも大幅な減となっているんですが、この辺の要因について、これ前回もそうだったんでねえのか、当初見込みにね、問題があるのか、正確ではないのか、あるいは、当初予算見込んだ、これから、この時期、この時期で減額するんだから、財政課、試算した結果ということなんでしょうけども、これは、というのはね、不思議なのは、何のための援助金なのかというか、みんな大変だからということで負担軽減を考えるとというふうなことで制度というふうな受け止めたときに、せっかく予算立てたものがね、削られるというのは、町の考え、予算措置したときのね、考えと状況が大きく変わったのかと、あるいは、対象者が相当利益と繁栄してというか、その対象から外れたのかと、もともと考えられるわけですが、その辺の要因について伺います。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。17ページの県補助金の関係につきまして、前回ですかね、一般質問のほうでも遠藤議員のほうからいただきまして、就学援助の考え方というところで、この今回につきましても、基準に照らし合わせて、該当した方が先ほど申し上げた人数になっていて、今回見込んだ額については前年度を参考に見込んでおりますので、令和7年度はそういう人数だったということになります。

ただ、基準のほうにつきましては、前回一般質問でお答えしましたように、基準を緩和しながら、該当者からの申請をいただきまして支給しているということになります。

以上でございます。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。せっかくのこの制度、これもね、国も、今言ったように緩和して対象者を広げるっていうようなことで、今の保護者の負担を低くするというようなことで、負担を軽くするというようなことで施策を取っているときに、町もそれを受けてやっているときに、見込みが減るというのは、ちょっと今のね物価高騰、大変大変だと言ってる中で、こういう数字が出てくるというのは、利用者のほうに余裕があつての話なのかね、そういうふうにも受け取れるわけなんですけど、しかし、世の中、周り見てみるとそうでもないような感じするんですが、ちょっとこの辺、矛盾といいますかね。あわせて言いますと、これは多分、多分というよりも当然のことのようによつてると思うんです、周知についてどうなのかね。もう大体これはもう毎年のことだから、保護者のほうも、当然分かった中での話。その際にね、これもその対象になるんだよ、これも対象なるんだよ、これも対象なんだよというところまで分かって、うちのほうではこいつ、ランドセルあつたら、こいつは買えつからいいわとか、いろいろね、中身の、その辺の周知の中身というのはどの程度までの内容になっているのか確認します。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。周知につきましては、学校を通じまして各御家庭にですね、通知文をお渡しして申請をいただいているということになっております。制度の中身がちょっと分からないっていう場合にも、学校を通じてお答えするような形になっております。

以上でございます。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。大変失礼な表現になるかと思いますが、ということも自覚しながら確認するわけですが、確認ですからね。今ね、この流れが見えない、今度、教育委員会の

ほうから学校にね、どの程度の周知徹底を図ろうと、町が出すわけだから、その辺の関係はいかがなものでしょうか。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。周知徹底という面では、漏れなくこの通知を渡していただいて、申請をいただくということでは徹底しております。特別、その部分で何か不具合があったということもございませんので、今後ますますですね、分かるようにだけ周知はしていきたいと思います。

以上でございます。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。これはね、やっぱり先ほど話、私の頭からすると、認識できない異常な数字だと。せっかくね、当初で立てたものが、ここで減らす、途中で減らさなくてないというのはね、やっぱりそういうのは有意義に使うべきだということを、周知の徹底を通してですね、というのは、先ほど説明にもありましたが、国としては施策を緩和して広げているときに、その辺の内容まで徹底されてるのかという、ちょっと疑問を持つわけ、持ったことからの確認の質問でした。

以上で終わります。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

10 番（齋藤俊夫議員）はい、議長。歳入面、お伺いいたします。

14 ページ、先ほど同僚議員からも確認があった法人税の関係ですが、先ほど減収の大きさという面での影響が確認されましたけど、私は影響の範囲がどの程度及んでいるかという観点でお伺いしますが、当初見込んだこの予算額、何社だったのか、そして今回影響を受けた、2, 100 万減額せざるを得ない影響を受けた企業、事業所が何社であったのか確認をさせていただきます。

議長（伊藤貞悦議員）回答はどなたがいたしますか。

税務課長（渡辺卓臣課長）はい、議長。すいません、会社数については、当初予算の均等割の社数でいきますと、大体300社前後の分で、法人の数としてですね、見込んでおります。

ただ、すみません、今回の影響の範囲のですね、2, 000 万のそのうちの何社分というところまではちょっと手元には今、状況がないんですが、先ほど申し上げましたとおりですね、金額の幅が大きくなったのは、物価等の影響もありますし、あとは当初予算の見込みの中で、直近の経済動向等を基に見込みを立てているわけですがけれども、その見込み方の部分もですね、若干甘いところがあったのかなというふうにはちょっと分析はしております。

それで、今回この実績、先ほど町長からもですね、このような状況は当面続くということもありましたんで、ちょっと見込み方についてはですね、もう少し実態に合った形のように、令和8年度予算のほうでは、ある程度予算のほうもですね、実態に合わせた形で見込んでいるんですけども、そこはちょっと見直ししたいと考えております。

以上です。

10 番（齋藤俊夫議員）はい、議長。やはり影響の範囲がですね、300社のうちどこまで影響を受けてるかというのは大きな問題でございますので、しっかりね、把握された対応を御期待申し上げます。

その上で、16 ページの11の地方交付税の関係、先ほど担当課長から非常にシンプルな説明がございました。震災復興特別交付税の内訳として、家賃減収分というふうな説明だったんですが、もう少し前後関係をですね、説明してもらわないと、ちょっと、

知る人ぞ知るという感じにならざるを得ないのかなというふうに思いますので、少し補足をお願いしたいというふうに思います。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。御説明いたします。

ただいまの１６ページですね、中段の地方交付税、こちらのほう、説明欄のほうに特別交付税増というのがありまして、そちらのほうの話と、その下の震災復興特別交付税増というふうな数字がございました。そこでの説明なんですが、家賃の低減化に対する交付税ということなんですけども、その家賃、災害公営、今の町営住宅ですね、災害公営住宅に関する家賃の低減化、低廉化に対する交付金なんですが、二本立てで来ておりまして、あと、この１７ページの上段のほうにある１５款国庫支出金の４目の土木費国庫補助金、こちらと同じように二本、説明欄には災害公営住宅家賃低廉化事業補助金、あと東日本大震災特別家賃低廉事業補助金、二本あります。

同じ理由で来る財源なんですが、一つはこの１５款、１７ページの１５款国庫支出金の補助金のほうで交付される、あともう一つ、今、御質疑のあった１６ページの地方交付税、特別交付税の中の震災復興特別交付税、そちらのほうでも両方二本立てで入ってくるというふうな制度になってございます。

ですので、基本、両方とも期限が決まってまして、住宅を管理開始してから１０年目、土地を購入すればもうちょっと長く、２０年だったかな、延長される、お金が入ってくるんですが、震災で被災をして、災害公営住宅を建てた市町村には、その震災特別交付税で入ってくるお金と、あとは国庫補助金で入ってくるお金があって、それらを家賃の低減とかに減収分に充てるというふうなことで国から支援を受ける補助金ということでの、ちょっと簡単であったんで、そういうふうな家賃の減免に関しての、減収に対しての補助というふうな説明をさせていただきました。そのような事情でございます。

以上でございます。

１０番（齋藤俊夫議員）はい、議長。今、課長から説明していただいた中と関連しますけども、１７ページの今の土木費の国庫補助金の２つの家賃関係の補助金の減なんですが、途中で制度が変わったという、全般、この前の全協での説明があったんですが、これはいつからこういう当初の制度が変わったのか。そして、なぜこんな見込みが違うのかですね。

昨年度から変わったということであれば、それはそれで分かるんですけども、その前から変わっているとすれば、ちょっと見込みがどうだったのかなというふうな思いでございます。いかがでしょうか。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい、議長。お答えいたします。

制度につきましては、制度的には変わってないんですけども、交付率のほうがですね、年々変更で少なくなってきたりして、変更してきますので、そういった影響がございます。

あと、減額になる、こちらの要因につきましては、当初予算を組むんですけども、その後ですね、入居されてる方の正式な家賃とかが決定いたします。そうすると、当初見込んでた方が、家賃が決定したことによって対象から外れたりですね、例えば入居してて、対象になってた方が、例えば転居して、また違う方で、それが対象じゃなくなったりとかですね、あくまでも入居されてる方の事情の変更によって、必ず増減が発生すると。なんで、見込みは当初予算で立てるんですけども、必ず精算が出てくるというものでございます。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。今の課長の説明でおおむね分かったんですが、ただ、私がね、あえてこの前確認したとき、例えば能登のね、やはり大きな災害があった中で、この補助率の見直しがあったというふうな、そういう説明があったんですが、今の課長の説明では、前から決まっていたというふうな趣旨なんです、どちらが正しいでしょうか。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい、議長。補助率の見直しというよりも、補助率に年々変更が発生してくる、生じてくると、年数がたつにつれて補助率に変更が生じてくるというものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第12、議案第20号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤 剛課長）はい、議長。それでは、議案第20号山元町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和7年度税制改正による給与所得控除額の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われ、一部の被保険者の介護保険料が意図せず負担増となることから、厚生労働省老健局介護保険計画課通知に基づき、特例措置減免に係る所要の改正を行うため提案するものでございます。

資料No.6、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

1の改正内容でございますが、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免規定を附則に追加するものです。

第14項として、令和7年度に非課税であったものが令和8年度においてみなし課税者となり、介護保険料段階が本来より高く算定された場合、その保険料を減免する規定となります。第15項では、減免後の保険料額はみなし課税としないで算定した保険料段階の保険料率に基づいて決定し、第16項では、保険料の減免は納付義務者からの申請を不要と定めるものです。

2の施行期日等につきましては公布の日とし、令和8年4月1日から適用するもので

す。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第20号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）現在11時40分ですが、もう少し続けますか、それとも休憩にしますか。

御意見ございますか。（「継続」の声あり）

継続でよろしいですか。継続します。

議長（伊藤貞悦議員）日程第13．議案第21号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。議案第21号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

23ページ、資料No.7、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

1、主な改正内容のうち1点目ですが、第2条のほか、記載の条項について、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い文言を定義するものです。

2点目ですが、第6条のほか、記載の条項について、保育を受ける際の利用調整や選考ルールを定めるものです。

3点目ですが、第12条のほか、記載の条項について見出しを改めるものです。

4点目、第37条ですが、事業所ごとに区分に応じた利用定員を定めるもの。

5点目、第42条は、卒園後の連携施設を不要とするもの。

6点目、第51条の2については、特別利用地域型保育の基準を加えるものであります。

2、施行期日ですが、公布の日としております。

以上が議案第21号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3 番遠藤龍之議員。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。この提案理由の中で、内閣府令、令和 8 年度内閣府令第 3 号の施行に伴っての内容である、に基づく内容ということになってるわけですが、そもそもこの内閣府令の中身、内容について伺いたします。といいますのは、今の説明の中でも満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴いってというのがもういろんなところ出てくるんだね。次に提案される特定家庭的保育事業等の設備云々の中からも出てきますし、その辺の、その辺というかね、その基になる、新しくこの施行に伴いだから、この施行内容について確認したいと思います。内閣府令。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。こちらですが、先ほどありましたように、満 3 歳以上限定小規模保育事業の整備というふうなところが新たに定められたというところが大きな改正というふうな内容となっております。

理由といたしましては、従来は小規模保育事業ということで 0 歳から 2 歳までという形になっておりましたが、やはり子供に合わせて小規模で保育を行ったほうが良いというような子供たちも増えているということから、今回、満 3 歳以上の限定された小規模保育事業というふうなところが創設されたという経緯となっております。

以上でございます。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。そういうことが非常に確認が必要っていいですか、多分そういう内容だと思いますが、その辺のいたるところに出てくる、それに伴っていろいろ変化が生まれてくるんですね。変化が生まれた中で、町がその制度に伴って、基づいて、やんねくてねえということになるわけです。規定するつつうかね、事業者に対して、という内容だと私も思いながら確認するんですが、その際ね、この件について提案するに当たって、どの程度の、内容についてね、検討されたか確認します。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。お答えいたします。

こちらのほう、全国一律でこちらのほうの 3 歳以上というふうな形での新たな創設となっております。

町といたしましては、正直、本町におきましては、この 3 歳以上というふうなところは必要、必要ないといえますか、幼稚園などもございますし、本町においては今のところ考えていないところです。

ただ、こちら、全国統一というふうな形になっておりますので、今回、条例の改正とさせていただきます。

以上でございます。

3 番（遠藤龍之議員）はい、議長。重要だと思うんですけど、町でね、やる場合どうなるのか、上から来てね、その辺が今のような回答の中で今後取られるということであれば、そういうことで取り組んでいただきたいっていうか、取り組むべきだと、決めた中身で取り組んでほしいって言うてもいいのかな、いくべきだつつうかね、頑張ってくださいということですよ。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから議案第 2 1 号山元町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第 1 4．議案第 2 2 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。議案第 2 2 号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、提案理由ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び学校設置者等及び民間教育・保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1 3 ページ、資料 No. 8、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

1、主な改正内容のうち、1 点目ですが、第 7 条のほか、記載の条項について満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、事業の基準を追加するものです。

2 点目、第 1 4 条は、児童対象性暴力の防止及び児童対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を義務づけるものです。

3 点目ですが、第 3 0 条のほか、記載の条項について、理学療法士を保育士としてみなし配置を可能とするもの。

4 点目の附則第 3 条及び第 6 条については、1 点目と同様に、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、事業の基準を加えるもの。

5 点目、附則第 9 条は、保育士全般に地域限定保育所を含むことができるよう改めるものです。

2、施行期日ですが、公布の日としております。ただし書として、第 1 4 条の規定は、関係法令の施行日である令和 8 年 1 2 月 2 5 日とするものです。

以上が議案第 2 2 号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1 1 番岩佐孝子議員。

1 1 番（岩佐孝子議員）はい、議長。小規模保育事業所 B 型、山元町でも該当してる施設がありますよね。そこは 3 分の 2 以上、保育士が全員ではなくて 3 分の 2 以上が有資格者であれ

ばオーケーということなんですが、現在、3分の2、その中に今度は、その3分の2の中に理学療法士っていうところもカウントしていいということで捉えてよろしいでしょうか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。みなし保育士ということで、理学療法士、作業療法士などが保育士の代わりになるというふうなところではありますが、ただし、保育士と一緒に業務を行うというふうな条件づけはついておりますので、1人に関してはみなすことができるということで定められることになります。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第22号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第15、議案第23号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。議案第23号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

初めに、提案理由ですが、学校設置者等及び民間教育・保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の公布に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

5ページ、配付資料No.9、条例議案の概要及び新旧対照表を御覧ください。

1、主な改正内容ですが、子ども性暴力防止法の施行に伴い、乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力の防止及び児童対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置を義務づけるものです。

2、施行期日ですが、関係法令の施行の日である令和8年12月25日とするものです。

以上が議案第23号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第２３号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）この際、暫時休憩とします。再開は１３時２０分、再開は１３時２０分といたします。

午前１１時５５分 休 憩

午後 １時２０分 再 開

議長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤貞悦議員）日程第１６．議案第２４号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、議案第２４号山元町都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）について御説明申し上げます。

初めに、提案理由ですが、都市計画法の規定により、町の都市計画に関する基本的な方針として定める山元町都市計画マスタープランについて、前回改定時の平成３０年２月に設定した目標年次である令和７年を迎えたため、必要な見直しを行うとともに、持続可能なまちづくりの維持、推進を図ることを目的に、都市再生特別措置法の規定に基づく立地適正化計画を山元町都市計画マスタープランの一部として策定するに当たり、山元町議会基本条例に基づき、議会の議決を要するので、提案するものであります。

１１３ページを御覧願います。

配付資料№１０、議案の概要により御説明いたします。

１、計画改定の根拠法令ですが、都市計画法及び都市再生特別措置法になります。

２の計画の構成ですが、改定及び策定の目的や位置づけ等を整理し、方針等について表のとおり整理しております。

表左側の都市計画マスタープランですが、前回計画の検証から地域別方針まで、主に９項目に整理しております。

表右側の立地適正化計画については、適正化計画の方針から目標値、届出制度まで、主に９項目に整理しております。

３の計画期間ですが、令和７年を基準年とし、令和８年からの計画となります。中間

年次を１０年後の令和１７年、目標年次を２０年後の令和２７年と定めております。

なお、本マスタープランに関しましては、先月２１日に開催しました都市計画審議会において審議され、第３次山元町都市計画マスタープランとして決定されております。

なお、計画書本編につきましては、３ページから１１２ページまでとなります。

以上で議案第２４号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

１０番齋藤俊夫議員。

１０番（齋藤俊夫議員）はい、議長。マスタープランの位置づけについてお伺いいたします。

秩序ある良好なまちづくりを誘導する上で欠かせないこのマスタープランだというふうに思うんですが、それと加えてですね、このマスタープランをつくることによって、今後のまちづくりを展開する上で、どういう有利な制度が活用できるのか、改めてお伺いをいたします。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。この都市計画マスタープランのほうにおいてはですね、有効的な補助事業という部分では、都市再生整備計画とか立地適正化計画の中でも数ある補助事業もありますけども、主に立地適正化計画のほうですと、もう維持的なものまでも対象になってくるような形になります。

大きなものとしましては、都市計画マスタープランのほうにつきましては、山元町においてはあまり該当しないかもしれないですけども、市街地再開発だったりとか、土地区画整備事業とか、そういった形の部分はマスタープランのほうでは対象になってくるかと思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第２４号山元町都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第２４号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第１７．議案第２５号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（伊藤和重課長）はい、議長。議案第２５号令和８年度山元町立山元中学校給食室備

品購入事業に係る物品購入契約の締結について御説明いたします。

購入品目、台数は、検食用冷蔵庫 1 台、消毒保管機 4 台、包丁消毒保管機 1 台、器具消毒保管機 1 台となります。

契約の方法は指名競争入札。

契約の金額は、一金 9 7 7 万 9, 0 0 0 円、消費税を含みます。

契約の相手方は、仙台市宮城野区所在の日本調理機株式会社東北支店となります。

提案理由でございます。山元町立山元中学校給食室備品購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

3 ページ、資料 No. 1 1、議案の概要を御覧ください。

議案の補足となる部分について御説明いたします。

契約の方法は、指名競争入札、指名業者数は 6 社となります。

契約金額の欄、落札率については 9 2. 0 3 パーセントでした。

なお、入札の執行状況については、裏面の執行調書を御覧ください。

納入場所は山元中学校となります。

納品期限は令和 8 年 1 0 月 3 0 日としております。

なお、今回の機器購入については、年数経過による既存の機器との入替えであり、機器の設置については、学校が夏季休暇に入ってから予定しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議 長（伊藤貞悦議員）これから議案第 2 5 号令和 8 年度山元町立山元中学校給食室備品購入事業に係る物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長（伊藤貞悦議員）日程第 1 8、議案第 2 6 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。議案第 2 6 号令和 8 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正の規模であります、歳入歳出それぞれ 6 億 8, 5 1 0 万 2, 0 0 0 円を

増額し、総額を８５億７，８４４万２，０００円とするものであります。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

今回の補正の考え方でございますが、町長選挙のため、当初予算を骨格予算として編成しておりましたことから、今回の補正で政策的予算の肉づけを行ったほか、その他補助事業の内示など、当初予算の段階で予算措置できなかったものについて編成したものでございます。

そのため、通常の補正予算と比較いたしまして非常に補正項目が多くなってございますので、新規事業をはじめ政策的な予算を中心に、主な項目につきまして御説明をさせていただきますことをあらかじめ御了承願います。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

１３ページをお開きください。

１款議会費１項議会費１目議会費です。こちら４５万７，０００円を計上しております。こちらは議会議員防寒コート購入費用となります。

次に、２款総務費１項総務管理費６目企画費、こちらについてです。１，２５０万円を計上しております。１８節負担金補助及び交付金１，２５０万円の内訳につきましては、地域おこし協力隊起業・事業承継補助金が８００万円、地区集会所等への備品整備等に対するコミュニティ助成事業補助金２５０万円、旧坂元中学校の利活用促進補助金２００万円となっております。こちらコミュニティ助成事業補助金の今年度の対象行政区は、真庭区となっております。真庭区民会館のエアコン等の備品整備に係る補助金となります。なお、財源は全額自治総合センターからの助成金となります。次に、２０目定住促進対策費についてです。４，５２８万円を計上しております。こちらは、住宅の新築や購入及びリフォーム工事を行う世帯に対する定住促進対策事業費となります。なお、こちらの事業に係る財源の一部については、国からの空き家対策総合支援事業補助金を充てております。

１４ページをお開きください。

２款総務費５項統計調査費１目統計調査総務費です。７万７，０００円を計上しております。こちらは主要な統計データを収録したポケット版統計書を制作し、来町者等に町政や町の魅力をＰＲするとともに、地域理解を深める統計書作成事業費となっております。

次に、３款民生費１項社会福祉費２目老人福祉費、こちらです。３５万円を計上しております。こちらは、介護支援専門員の確保に向けた町独自の育成支援事業の助成金となっております。

次に、３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費です。６１９万６，０００円を計上しております。

初めに、１１節役務費についてですが、こちらは、本町の住まいや子育て支援などの情報をＪＲ車両内の広告を通じて周知するもの。次の１３節使用料及び賃借料については、現在、つばめの杜保育所で実施している幼児ＩＣＴ教育を町内の私立の施設でも導入実施できるよう拡充するものです。次の１７節備品購入費についてですが、電動アシスト付避難車を購入して津波浸水区域にある町内保育施設に貸出しを行うもの。次の１８節負担金補助及び交付金については、新婚世帯を対象として、新生活をスタートさせ

るために要する引っ越し費用や新居の家賃を支援する事業及びこども誰でも通園制度に取り組む補助金負担金となっております。

15ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康推進費です。財源内訳の変更を行っております。こちらは当初予算で既に計上していた各種健診事業など4つの事業に対し、交付金の採択を受けたことから財源を諸収入に切り替えるものとなっております。

次に、同じく2項清掃費4目環境保全費についてです。1,095万円を計上しております。こちらは、さきの国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具への買い替えを行った世帯に対する支援事業、こちらが早急に受付終了となってしまったことに伴い、今回、新たに町独自の追加支援事業として制度を創設しまして、同様の事業を継続する補助金となっております。また、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の購入支援や住宅用太陽光発電設備と低地用蓄電池等の住宅用自然エネルギー設備等の購入支援を行う助成金となっております。

次に、6款農林水産業費1項農業費5目農地費です。1億6,412万円を計上しております。初めに、10節需用費については、排水機場の点検により早急に修繕が必要となった設備の修繕費となっております。同じく12節委託料については、渋沢ため池の工事施工管理業務、及び16ページをお開きください、農道台帳整備に係る委託料、同じく14節工事請負費についてですが、こちらは渋沢ため池及び木ノ岡ため池並びに農道舗装整備に係る工事費、次の21節補償補填及び賠償金については、渋沢ため池の工事に伴う電柱の移転補償費となります。なお、こちら渋沢ため池改修工事に係る財源は、県支出金及び地方債を充てております。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費、こちらです。財源の内訳の変更を行っております。こちら今年度から新たに交付されることとなった宿泊税市町村交付金に関するものでありまして、当初予算で既に計上していたひまわり祭りの開催に係る経費の財源を県支出金に振り替えるものとなっております。

次に、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費、こちらです。3,170万円を計上しております。

初めに、12節委託料についてですが、町戸花線盛土材仮置場の除草業務に係る費用。17ページを御覧ください。次の14節工事請負費、こちらについては、町道2路線の舗装修繕工事、そのほか町道脇の側溝修繕工事、あとは区画線の補修工事等となります。次に、同じく2目道路新設改良費です。1億6,063万円を計上しております。こちらは、町戸花線道路改良工事ほか町道5路線に係る工事費になります。なお、こちら、町戸花線の道路改良工事に係る財源については、全額地方債となっております。次に、同じく3目社会資本総合整備事業費です。1億2,645万円を計上しております。初めに、12節委託料についてですが、東街道線の用地測量設計業務委託料となります。次に、14節工事請負費及び16節公有財産購入費、こちらについては、つばめの杜北線をはじめとする町道4路線の道路改良工事費となっております。財源は国庫補助金及び地方債となっております。

次に、8款土木費3項河川費2目河川改良費です。2,800万円を計上しております。こちらは、横山地区並びに高瀬地区における排水対策事業の詳細設計業務委託料となっております。財源は全額地方債となっております。

18ページをお開きください。

9款消防費1項消防費1目非常備消防費です。1,109万3,000円を計上しております。こちらは消防団員用防寒着及び防火衣の購入費用となっております。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費です。2,813万円を計上しております。初めに、12節委託料については、山下小学校及び山下第二小学校の敷地内樹木の伐採・剪定費用。次の17節備品購入費は、山下小学校及び山下第一小学校の屋内運動場へ移動式エアコンを設置する費用となっております。こちらも財源は全額地方債となっております。

次に、10款教育費3項中学校費2目教育振興費です。39万6,000円を計上しております。こちらはAIによる採点データに基づいた学習指導を行うための自動採点・学習分析支援システムの導入費用となります。19ページを御覧ください。同じく4目文化財保護費、こちらです。8万3,000円を計上しています。こちらは大條家茶室此君亭での抹茶体験事業実施に係る抹茶購入費用等々になります。

続いて、歳入予算について御説明いたします。

10ページにお戻りください。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、こちらから次のページの上段のですね、16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金、こちらまでについては、既に歳出で御説明いたしました今回の肉づけ予算として計上しました政策的予算等に対する国県からの各種負担金補助金となっております。

次の16款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金、こちらについては、市町村給食費負担軽減補助金として小学校の児童1人当たり月額5,200円が補助されるものとなります。次に、同じく7目商工費県補助金、こちらについては、観光振興政策の推進を図るため、今年度から新たに各市町村に交付される宿泊税市町村交付金となっております。

次に、19款繰入金です。1億9,848万8,000円の増額です。今回の補正予算に係る財源調整としてそれぞれの基金から取崩しの増減を行っております。

次に、21款諸収入5項雑入です。歳出でさきに御説明いたしました真庭区民会館のエアコン等の備品整備に対するコミュニティ助成事業助成金。次の12ページをお開きください。健康づくり関連事業に対する交付金及び茶室の参加者負担金のほか、学校給食無償化に伴う児童生徒分の学校給食費を減額するものとなっております。

次に、22款町債です。こちらは地方債の補正で御説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正について御説明いたします。

5ページまでお戻り願います。

今回、2つの事業を追加しております。1つ目は、渋沢ため池改修事業の経費として、期間を令和9年度までとして、その限度額を1億2,400万円と設定するもの。2つ目については、町道町戸花線道路改良工事の経費として、期間を令和9年度から令和10年度までとしまして、その限度額を2億7,640万円と設定するものです。

次に、地方債の補正についての説明です。

6ページをお開きください。

今回、こちら5つの地方債について増額をしておりますが、これらも全て今回肉づけ予算として計上しました政策的予算に対する地方債の補正となっております。

以上で議案第26号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番品堀栄洋議員。

8番（品堀栄洋議員）はい、議長。5ページの債務負担行為の町道戸花線道路改良事業に要する経費なんですけど、これ1点だけ、総事業費は幾らになってる、なるんでしょうか。

議長（伊藤貞悦議員）回答はどなたがいたしますか。

建設水道課長が回答しますが、少々お待ちください。

議長（伊藤貞悦議員）暫時休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時50分 再開

議長（伊藤貞悦議員）再開します。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。今回の部分に係る部分に関しましては、4億7,096万円となっております。

議長（伊藤貞悦議員）再度、正確な回答をいたします。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。町戸花線の改良工事に係る部分として4億796万円となっております。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。4億96万7,000円。4億796万円。

議長（伊藤貞悦議員）もう一度、正確な数字を大きな声で正確に回答いたします。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。もう一度、言い直します。4億796万円。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。その他ございませんか。

11番（岩佐孝子議員）はい、議長。14ページです。児童福祉費の3款2項1目11節ですが、広告料178万円、JR車両内についてということなんですけど、どの辺に。年間を通しなんでしょうか、その辺もちょっと確認させてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。お答えいたします。

こちらですが、令和8年9月から来年の3月末までの7か月間になります。こちらのほうは、JRの電車の中にとのことですが、東北本線、仙山線、常磐線、仙石東北ライン、仙台空港アクセス線、この5路線のほうに掲示ということでの予算となっております。

以上でございます。

11番（岩佐孝子議員）はい、議長。9月から3月までということなんですけど、貼り出しをする、掲示をするところの場所なんですけど、それは、可能性、山元町に定住してくださる方の可能性が大だっというような調査をしての、そこへの投資なんでしょうか。その辺について確認をします。

子育て定住推進課長（佐藤睦美課長）はい、議長。そうですね、広告を見たというふうな声をいた

だいたり、アンケートで、この広告で補助金を知ったというふうな御回答はいただいておりますが、こちらのほうで確実に転入してこられるというふうなところの明確なところはないんですが、多くの方が見ているというふうなことで、こちらの掲示というふうなところで継続させていただいてます。

以上です。

- 11番（岩佐孝子議員）はい、議長。多くの方々の目に触れるっちゃうこともなんですが、今、山元町のいろんなPR、SNSとかでも発信してくださってます。そういうふうな中でのやり方もあるんじゃないかなというふうな思いから、今、質問をさせていただいております。今、少年の森とか中学校とか、いろんなところでSNSを活用した発信の仕方もしてまして、それを見ながら来てらっしゃる。それと併用しながらやっていければ、より効果が上がるんじゃないかなというふうな思いから質問をさせていただいておりますので、その辺も要検討ではないかと思いますので、申し添えておきます。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）回答なしでよろしいですね。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

- 3番（遠藤龍之議員）はい、議長。今回の補正は、骨格予算ということで、骨格予算であったものの肉づけと、当初予算ね。その政策的な予算の肉づけということなんですが、その辺は、この6億の中のどのくらいなのでしょう。

議長（伊藤貞悦議員）時間必要ですか。

- 3番（遠藤龍之議員）はい、議長。そっからつながるものないんで、これは後で回答していただければ。後でつうかね、今後のためにということで、その件については、答える様子がないんだったら。

議長（伊藤貞悦議員）回答先にしますか。では、まず質疑の2点目をお願いします。

- 3番（遠藤龍之議員）はい、議長。新たな質疑ということで、先ほど、14ページの社会福祉費3民生費1項社会福祉の老人福祉の介護人材育成事業助成金35万、これはケアマネの民間施設つうかね、に助成するものというような説明をこの資料でもいただきました、説明させていただきました。その内容について、支援の、助成の内容ですね、ついて確認します。

地域福祉課長（齋藤 剛課長）はい、議長。今回の助成の内容になりますけれども、介護人材不足としてケアマネジャー、全国的にも深刻になっています。そうした中で、人材を育成するというので、ケアマネジャーですね、段階的に実務者研修を何回か行うことになってますので、そういった研修を受けた際にですね、事業所が負担した場合、事業所に対して負担した金額を補助するというような内容になってます。

町内の事業所、対象になる部分については、7法人ほどございますので、上限を5万円としまして35万円予算計上させていただいております。

- 3番（遠藤龍之議員）はい、議長。これは毎年行われている、補助は別にして、施設としては研修、ケアマネさんの研修はやってるんですよね。それで、独自にね、それは決まりとして多分やってると思うんですが、今回、助成、それに対してさらなるということで、町が助成するということなんですが、その研修内容についての、何ていいますかね、内容把握といいますか、今、いろんな意味で大変ですよ。ケアマネさんも辞めていってる人が多いとかね、という現状がある中で、町として非常に大事な研修だと思うんです。

町としてこの研修内容をどこまでつかんでいるか、しているか、これまでもね。今後、それに対して、新たな町独自の研修ということなのですが、どの程度までの目的を持ってですね、町はやったんだ、これは国との関係では、町独自って言ったよね、だからね、非常にいいことなんで、整理するとね。でも非常に大事なことなんで、その辺は十分把握しながら、今後にもつなげていく必要があるのかなと思うところからの確認なんです、その研修内容についてどこまで町として把握してるのかちょっと確認したいと思います。

地域福祉課長（齋藤 剛課長）はい、議長。細かな研修、受講した内容にまでは把握はしていませんけれども、資格を取った際に、例えばなんですけれども、実務3年以上受けたら研修を受けるとか、そういうような法定的なものもございますので、そういったのをケアマネ御本人が受講していると思われます。それについて、事業所が負担していたり、負担していなかったりということがありますので、事業所が負担した際にですね、事業所に対して町のほうで助成をするというようなことで考えております。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。その内容については分かる、分かった中での確認なんです、生かすというより生かさなくちゃならないと思うんです。これまでもね、そのためにどんどんこのケアマネも何か全国的に減っていったらいいというね、介護職員のね、そういう要因もつかみながら、町としてはですよ、町として、本来町としてやらなくちゃならない仕事なんですから、それを民間の人に頼んでやってる、町としてもですね、という中で、町がどこまで把握しながらね、そういう関係を保ちながらいいところに結びつけていくのかね。今回のこの35万の目的っていうのはどこまでを目指してっていうかね、何した補助内容なのかというところが確認したいところなんです。まずはその内容ということを聞いたんですけども、1事業所5万でいいんですかっていうところにつなげたかったんですが、今のこれまでの説明の中で大体状況は分かったんで、今後、私、この取組に当たっての参考にしたいと思います。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）先ほど保留になっておりますことについて答弁をいたします。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。すみません、お時間頂戴してありがとうございます。

今回の歳入歳出の補正なんです、合計で6億8,510万2,000円、今回増額する予算規模なんです、そのうち、肉づけ予算として計上しているのが6億5,272万円、概算ですが、そのような数字になってございます。

以上です。

議長（伊藤貞悦議員）よろしいですか。

3番（遠藤龍之議員）はい、議長。このほどんどはこの政策予算使ってるってことですね。はい、そのことを確認したかったわけです。どうもありがとうございます。

議長（伊藤貞悦議員）そのほかございませんか。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。今議会に提出されました議案の町長説明ではですね、災害公営住宅の家賃減免措置を据え置くということなんです、ただいまの担当課長からのこの予算説明では、そういう関係は一切触れられないわけでごさいます、歳入歳出のどこをですね、探しても、該当すると思われる記載がないわけでごさいます。その上で、そもそも予算については、歳入と歳出を一つ一つ全額で計上すると、差額だけを載せたり相殺したりせずに、予算の全体像を明らかにすることが求められているはずだという

ふうに思うんですが、その辺の前後関係をね、基本的なところをちょっとお伺いを、ま
ずいたします。

企画財政課長（桔梗俊幸課長）はい、議長。今の齋藤議員のお尋ねなんですが、おっしゃるとおり、
歳入歳出全てここに明記をして予算をつくるというのが、この行政の一般会計のつくり
方になってございます。今回の住宅、災害公営住宅の軽減の延長について、数字的なも
のなんですが、実際、入居してから、したその年から始まるもので、一番初めに災害公
営住宅に入居した世帯が現在25世帯になってございます。おのおの計算していきます
と大体年間で50万弱、50万ちょっとぐらいの軽減を継続するというふうな形になっ
てくるかと思えます。

以前ちょっと話してた全体的に引っ張ると大体1年間で2,000万という話もあり
ますが、入居したときから始まるので、初年度、来年、再来年になればもっとお金はぐ
っと増えてくると思うんですが、今年度に関しては50万程度ということでございまし
て、実際、当初予算の計上に当たっては、予算書ですと使用料、14款の使用料にです
ね、住宅使用料現年度分ということで、災害公営住宅使用料ということでしっかり今回
は、収入としては8,290万2,000円というふうな予算として歳入見込みの組ん
で当初をスタートしてございます。

今回、6月でこの分に対して50万を賦課するかというと、その辺はちょっとやはり
財政のほうでの査定の段階でちょっと検討しまして、毎年そこがどうしても決算で数字
が変わってくるもので、50万程度あれば今回この予算書には出すべきではないかなと
いう判断の下、今回、予算書は出てないと。実際、来年、再来年とか入居した人が増え
てきた年によっては、かなりその歳入部分が減ってくるのかなというふうには見てま
すけども、今回の金額であれば、災害公営住宅、25世帯だけじゃない、ほかの人の出
入りもありますのでね、入ったり出たりというそういうのを加味していくと、今の段階
で補正予算での数字を計上してないというのが現状でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。今の説明の中で、対象世帯25、50万という金額、あるい
は何か2,000万という数字が出てくるんですけども、その辺の前後関係改めてお伺
いいたします。

施設管理課長（富樫 誠課長）はい、議長。家賃のですね、補助について、ちょっとこの流れにつ
いて簡単に御説明したいと思います。

東日本大震災で被災した入居者につきましては、住宅の家賃について一定程度補助を
するという制度で行ってきております。専決の補正のほうにも低廉と低減というのが出
てきたんですけども、それがそれでございます。

大体、今ですね、最新の数値でいきますと、令和8年3月末現在で、今現在補助して
いるのは、家賃月額、収入が低い方に対して補助しているんですけども、大体237世
帯ぐらいありまして、1年間当たりの減額する額としましては、精査して見直しをして
いった結果、大体約2,800万ぐらい、今。前は2,000万だったんですけど、ど
んどんですね、国の補助が切れていく関係で、町のほうの持ち出しもやっぱ少しずつ増
えていっているという現状でございます。それで、最新で精査すると大体1年間当たり
そのぐらいになっているというものでございます。

その25世帯というものにつきましては、もともと延長する前までは、入居から13
年目までは減免率100パーセントで、14年目から家賃が少し上がる世帯が出てきま

す。この少し上がる世帯というのが25世帯です。この25世帯がに対して減免する額というのが約50万円という、先ほど話ししました約50万円でございます。

なので、今回ですね、補正予算のほうに計上するとなった場合には、25万円が家賃のほうの使用料のほうに追加になるということになるんですけども、25万円が減になるというような補正をすることにはなるんですが、先ほど財政課長のほうからもお話しありましており、軽微な変更であるというのと、あとはもう家賃の関係、先ほど専決のほうでもお話しさせていただきましたけど、必ず精算が出て金額のほうがですね、変動あるものですから、今回補正には載せなかったというものでございます。

以上でございます。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。対象の世帯が毎年、多少変わってくるという、そういう前後関係はあるにしても、端的に言うと今の説明だと、単年度としては237世帯で、2,800万ぐらいの減免効果といいますか、減免額だということによろしいわけですね。

先ほど財政課長からもね、2,000万という数字が出たり、私も事前にね確認した中で2,000万という数字が出てきたりしてんだけど、ちょっとね、今のお答えなど、2,800万ということだね、さらに減額規模が大きいということがここで初めて明らかになるわけなんですよ。

私が言いたいのはね、だからそういうことが、確かに先ほど来から言われてるように、4年に1度の関係で、当初予算は骨格予算だというね、そういう特殊性はあるにしてもですよ、何でいきなりこの町長のね、説明の中で出てくるのかと。そのこと自体がおかしくございませんかということなんです、その点はいかがでしょうか。

町 長（橋元伸一町長）はい、議長。齋藤議員のね、今の御質問なんです、結局、今日の部分に対して、事前に議会側への説明が不足していたと。今、課長のほうから説明ありました。私もいろいろ、今、質問のやり取りの中で感じておりましたものありますんですが、実際には、今説明したような資料をですね、しっかりと議員の皆さんにですね、お渡しして、分かりやすい形で今日を迎える前に説明するべきだったのかなというふうに私も思っております。

先ほど来、言われましたように、今回は選挙があったということで骨格予算という部分もありました。今年度の予算を査定する中で、今回についても、物価高騰いろいろ、これまでにない大変な生活に対する痛手といいますかね、それぞれの方たちがいます。そういう中で、低所得者の方たちに対するこの家賃減免ということですから、もともとが低所得というのもありましたので、ここで家賃をできれば上げるということはしたくないということがあったんですが、選挙があったということもありまして、選挙のためにね、そういうふうな、前もってと、議会も通らないうちに前もってということはいわないでいてしまったんですね。

本来であれば、この議会前の全協の中で資料を配付いたしまして、皆さんにですね、分かりやすく説明をして、今回の議会に臨むべきことだったと、私も反省しております。

その全協の中で、最後にですね、齋藤議員のほうから、減免についてはどう考えてるんですかと、今回話さないねということで御質問いただきまして、その場で、全協の最後にですね、私のほうから考えを説明をさせていただきました。私としてはですね、そのときに、本来であればちゃんと先ほど言ったように、資料をしっかりと皆さんにお見せして説明するべきだったんですが、そのような形で最後に説明をさせていただくよう

になってしまいました。ただ、そこで御理解いただいたものというふうにこちらとしては、勝手なんですけど判断をしてしまいまして、今回のような形での進め方になったということで、その点については私のほうからもおわびしたいというふうに思います。ただ、ここは、今言ったようにですね、減免を継続する理由とかもありますので、御理解をいただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。今、町長からね、お答えいただきましたけど、全くそのとおりだというふうに思います。

少なくともね、これまでの減免の取扱い、節目節目でね、全員協議会で説明を受けてきたと。4月以降は新しい議員が3名も加わっているということを踏まえればね、なおさらなこと、従来のようなね、対応の仕方があってしかるべきなんです。理由はどうであれ、それが欠落してるということがね、こういう場面で指摘せざるを得ないということなんです。

その上でね、もう一つ、取扱いを確認するんですけども、先ほど言ったように、議案説明の中では、減免措置を2年据え置くと、入居期間15年目となる令和9年度まで期間延長するというふうに言われてるんですけども、一方、先ほど町長からもあったように、5月12日の全協ではね、こちらからお尋ねして、今年度1年だけ延長したいと、そういうふうに言われてるわけですよ。これ、委員会の様子を私再確認してますけども、果たしてどちらの説明が正しいのかね、やはりその確認も含めて、やっぱりそうした行き違いをなくす上でもね、やっぱり改めて、あらかじめね、資料でしっかり全協で説明すると、そういう行き違いもね、防げるんだろうというふうに思うんですが。ですから、どちらが正しいのか改めて確認させていただきます。

町長（橋元伸一町長）はい、議長。言葉のといいますかね、説明の取り方もあると思うんですが、全協の中で、齋藤議員のほうから、先ほども言いましたように、御質問を受けたときにですね、私の考えとしては、一つの区切りとして、15年というところを一つの区切りにしたいということですので、今13年ですので、本来2年、あと2年延ばして15年まで減免をして、そこから段階的に、そして20年目で通常の家賃になるというふうな形を取らせていただきたいということで説明を、当時させていただいたと思います。

その中で、1年というのは、まずは今回この予算の中の話でしたので、この予算というのは今年度の分の予算ですから、まずは取りあえず今年1年、この分は減免をさせていただきたいという説明をしたつもりだったんですが、それがそのようにですね、2年って言うてるのに1年だけなのかっていうふうに取り立てしまったんだとしたら、そこはそういうことだということで御理解いただきたいと。私としては、ひとつ15年を一つのけじめとしたいというふうに思っておりましたので、まずはそういう形で言えば2年ですよ。今13年ですから、あと2年は、入居からあと2年はできれば減免を継続したいと。ただ、今回、1年、取りあえず今年1年は継続させていただきますよという説明をさせていただいたということで御理解いただければというふうに思います。

10番（齋藤俊夫議員）はい、議長。まあね、そういうふうな説明をされれば、分かんないことはないんですけども、やはり、繰り返しになりますけども、しっかりそういうそごのない形で最初から対応するのが、これ基本ですよ。そういう基本が守られないと、こういうことになりかねないということを指摘したいというふうに思います。

最後にね、このせっかくの予算がね、円滑に執行されることをね、切望する観点から

申し上げますけども、家賃減免の取扱い、これについては、ちょっと組織決定にね、ちょっと疑問符が残るようなね、そういうやり取りが若干これまでございました。それから、メガソーラー事業の推進もしっかりでございます。やはり省令に照らしてね、釈然としないような業務遂行が、ちょっと目立つわけでございます。日本一の田舎町に至っては、町長再選後のこのスタートにもかかわらずですよ、肝腎の今回の町長説明要旨、それから今月号の広報やまもとに一切触れていないと。どういうことなんでしょうかという、トップと職員の意味疎通欠如の一つの証左かなと。やはりこの組織がね、一体となった適切な業務執行に取り組んでいただいて、円滑な予算執行に努めるべきだということを強く求めておきます。

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）回答は。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第26号令和8年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）この際、暫時休憩とします。再開は14時30分、再開は14時30分といたします。

午後2時22分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（伊藤貞悦議員）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤貞悦議員）日程第19、議案第27号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤 剛課長）はい、議長。それでは、議案第27号令和8年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ332万2,000円を追加し、総額を15億9,386万2,000円とするものでございます。

議案書9ページをお開きください。

歳出予算のほうから説明させていただきます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、介護事業所台帳システム改修業務委託料を8万8,000円増額しております。次に、3項介護認定費1目介護認

定調査費でございますが、介護保険システム改修業務委託料として３２３万４，０００円を計上しております。これらにつきましては、介護職員の人材確保や食材料費の上昇など、物価高騰に対する対応として、国の介護報酬改定が８月に予定されており、介護保険システムの改修が必要となることから予算措置するものでございます。なお、財源につきましてはまだ示されておりませんので、一般財源から支出し、確定次第、財源内訳の変更を予定しております。

次に、歳入予算の補正額について説明いたします。

議案書８ページを御覧ください。

７款繰入金１項繰入金１目基金繰入金でございますが、歳出で説明しましたシステム改修に係る委託料分を全額介護保険事業基金から繰り入れるものです。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が６，６６２万３，０００円となり、補正後の基金残高見込額は１億９，２４８万４，０００円になります。

以上で議案第２７号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

３番遠藤龍之議員。

３番（遠藤龍之議員）はい、議長。ただいまの説明で、こいつ物価高騰対策ということで国の施策で取り組まれるというふうに受け止めたわけですが、その際、財源についてはね、後ほど決まれば財源内訳の変更ということですね、対応するということなんですが、この考え方、私は１００パーセントが当たり前と思ってんですけど、町の受け止めとしてどういうふうなこの指示というのですかね、ことになっているのか、その辺も分からなければ分からないでいいんですが、基本的には町としては１００パーセント受け取るべきだというふうな考えで確認しています。

地域福祉課長（齋藤 剛課長）はい、議長。こちらの財源につきましては、通常であれば、国のほうで２分の１、県４分の１、町４分の１ということになって、それぞれ公費のほうから充当されるようになるかと思えますけれども、ただいま国のほうに所要額調査を行っておりまして、まだ内示のほうを受けておりませんので、確定次第というところで、その後振り分けのほうさせていただきたいと考えております。

議長（伊藤貞悦議員）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）これで質疑を終わります。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第２７号令和８年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第20．議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也課長）はい、議長。それでは、議案第28号令和8年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

初めに、4ページをお開き願います。

収益的支出1款水道事業費1項営業費用1目管渠費の800万円の増額は、下水道事業計画検討に要する経費を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

初めに、支出から説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の600万円の増額は、山元浄化センターの監視制御装置が故障したことにより、更新に要する経費を増額するものです。

次に、収入ですが、1款資本的収入1項企業債1目企業債の600万円の増額は、支出で説明いたしました監視制御装置更新に伴う企業債を増額するものです。

1ページにお戻り願います。

第2条、令和8年度山元町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、1款下水道事業費を800万円増額し、総額5億1,439万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万5,000円を281万7,000円に、損益勘定留保資金等1億4,237万9,000円を1億4,428万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款資本的収入を600万円増額し、総額2億7,266万4,000円に、支出、第1款資本的支出を600万円増額し、総額4億1,976万8,000円とするものです。

第4条、予算第6条で定めた企業債の限度額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤貞悦議員）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから議案第28号令和8年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議案第２８号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第２１．委発第１号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長齋藤俊夫議員、登壇願います。

議会運営委員会委員長（齋藤俊夫議員）はい、議長。それでは、委発第１号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり、山元町議会会議規則の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、山元町議会傍聴規則を委員会において準用するため提案するものであります。

具体的には、委員会及び全員協議会を傍聴する者の取扱いを、本会議に準じて規定することに併せ、傍聴券の取扱いを行うことに改定するものであります。

詳細については、別紙議案等を参照願います。

山元町議会議長伊藤貞悦殿

令和８年６月１２日

提出者 議会運営委員会委員長 齋藤俊夫

以上でございます。

議長（伊藤貞悦議員）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）質疑なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）討論なしと認めます。

議長（伊藤貞悦議員）これから委発第１号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

委発第１号は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第２２．閉会中の継続調査等申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び両特別委員会委員長から山元町議会会議規則第７４条の規定により、御手元に配付のとおり、継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び両特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（伊藤貞悦議員）日程第２３．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤貞悦議員）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（伊藤貞悦議員）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回山元町議会定例会を閉会します。

午後２時４５分 閉 会